

## 吹田市小学校給食用物資規格基準

すべての吹田市小学校給食用物資に、共通する規格を以下のとおり示す。

1. 食品衛生法、JAS 法、その他関係法令等に規定されている製造、表示等の基準や成分規格等に適合するものであること。
2. 製造上不可欠な場合等を除き、不必要な食品添加物（着色料、保存料、漂白剤、発色剤等）が添加されていないこと。
3. 精白米・野菜・果物（缶詰含む）・肉類は国産のものであること。
4. 主原料は、原則として非遺伝子組み換えのものを使用していること。
5. 容器包装は、食品衛生法で規定されている規格基準適合品であること。
6. その他、本市が示す規格等に適合するものであること。

なお、本市の給食で使用しないものを定めているため、原材料の一部に含まれていないものであること。

### 『給食で使用しないもの』

そば・落花生（ピーナッツ）・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ  
あわび・いくら・キウイフルーツ・バナナ・マカダミアナッツ・やまいも  
以上 13 品目